

賛助会員入会手続に関する運用内規

第1条（目的）

この運用内規は、定款第5条第2項第2号に定める賛助会員の入会手続に関して、これを定めるものとする。

第2条（入会手続等）

1. 定款第6条第1項に基づき、一般社団法人水道情報活用システム標準仕様研究会（以下「当法人」という。）の賛助会員として入会を希望する場合は、別に定める入会申込書を当法人に提出するものとする。この場合、次の各号に定める資料を入会申込書に添付するものとする。
 - (1) 水道事業、水道水供給事業及び工業用水道事業その他の水循環事業並びに当法人の事業に関わる情報処理技術等（この運用内規において、以下「水道事業等」という。）に関連する団体による申込の場合
設立年月日、主な事業の概要、所属構成員数が記載されている資料
 - (2) 有識者（個人）申込の場合
 - ①正会員2名以上または当法人の役員1名以上の入会推薦状
 - ②水道事業等に関する研究又は活動実績等の概要資料
2. 定款第22条第1項なお書に基づき、賛助会員の入会の審査及び承認は、部会に委任して行うものとする。なお、審査結果に関わらず、既提出の申込書及び関係添付書類等は返還しないものとする。
3. 既提出の登録事項に変更が生じた場合は、書面によりその変更を速やかに届出なければならない。

第3条（遵守事項等）

1. 賛助会員は、会員として定款及び当法人の各規程を遵守するものとする。
2. 賛助会員は、当法人の許可を得ずに、会員として知り得た当法人の非公開情報等を会員期間はもとより会員資格喪失後も公開または使用することはできない。
3. 賛助会員は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

第4条（規定の改廃）

本運用内規の改廃は、部会の決議によるものとする。

以上

附則

この運用内規は、2025年1月28日より発効する。